

## 統計法施行令の一部を改正する政令案の概要について

### 1. 改正の概要

統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）第 1 条に定める、公的統計の作成主体となる法人に、原子力損害賠償支援機構を追加します（第一条関係）。

国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計（小売物価統計）に国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計（全国物価統計）を統合するに当たり、統計法施行令の別表に掲げる地方公共団体の長の行う事務の改正を行います（別表第一及び別表第二関係）。

### 2. 今後のスケジュール（予定）

閣議日：平成 24 年 6 月上旬

公布日：平成 24 年 6 月中旬

施行日：公布の日